

伊賀市・名張市
消防連携・協力実施計画

2021（令和3）年7月
伊賀市消防本部・名張市消防本部

目 次

- 1 連携・協力実施計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 両市の消防需要等の現況及び将来予測並びに課題・・・・・・・・ P 3
 - (1) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測
 - (2) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測からみる課題
- 3 連携・協力実施の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4 連携・協力実施に係る検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 5 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 連携・協力を行う消防事務の内容
 - (2) 連携・協力を行う地域
 - (3) 連携・協力を行う方法
 - (4) 連携・協用に要する人員
 - (5) 連携・協用に伴う施設、車両等の整備計画
 - (6) 連携・協用に係る費用の分担方法
- 6 連携・協力実施までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 7 連携・協力を行う消防事務以外の事務の連携確保・・・・・・・・ P 10

1 連携・協力実施計画策定の目的

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる中で、住民の生命、身体、財産を守る責務を担う消防は、管内で発生する火災、救急、救助事案に適切に対応していくとともに、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等の複雑化、多様化する災害にも備えていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症に、職員が感染した場合においても、災害に対応できる業務体制を維持しなければなりません。

その課題解決に向けた消防の広域化について、消防庁は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとしました。その後、平成25年4月及び平成30年4月の改正を経て、現在、消防の広域化の推進期限は、令和6年4月1日まで延長されています。

しかしながら、消防の広域化は十分に進展しておらず、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防庁において、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が定められました。

この間、三重県においては、平成20年3月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、段階的な広域化を推進してきましたが、十分な進展が見られなかったことから、あらためて、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」を策定しました。当該計画において伊賀市・名張市地域は、「通信指令業務の共同運用についての「連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域」として示されています。

これらに基づき、伊賀市及び名張市（以下「両市」といいます。）が、将来の消防広域化を見据え、持続可能な消防体制を整備・確立していくため、消防指令業務の共同運用（以下「指令業務共同運用」といいます。）など、消防事務の一部を相互に柔軟に連携・協力することで保有する人的・財政的な資源を有効活用し、消防力を強化することを目的として本計画を策定します。

2 両市の消防需要等の現況及び将来予測並びに課題

(1) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測

ア 消防力の現況（署所数、緊急車両の台数、管轄面積）

(令和3年4月1日現在)

市	署所	緊急車両	台数
伊賀市	① 消防本部 伊賀消防署	消防車(非常用含む)	3
		化学車	1
		はしご車	1
		救助工作車	1
		水槽車	1
		救急車(非常用含む)	2
		指揮車	1
		広報車、材料車等	6
	② 島ヶ原分署	消防車	1
		救急車	1
		広報車	1
	③ 西分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	④ 東分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑤ 阿山分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑥ 大山田分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑦ 南分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑧ 丸山分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	計		37

市	署所	緊急車両	台数
名張市	① 消防本部 名張消防署	消防車	3
		化学車	1
		はしご車	1
		救助工作車	1
		水槽車	1
		救急車(非常用含む)	4
		指揮車	1
		広報車・搬送車等	6
	② 桔梗が丘 分署	消防車	2
		救急車	1
		広報車	1
	③ つつじが丘 出張所	消防車(非常用含む)	2
		救急車	1
		広報車	1
計		26	

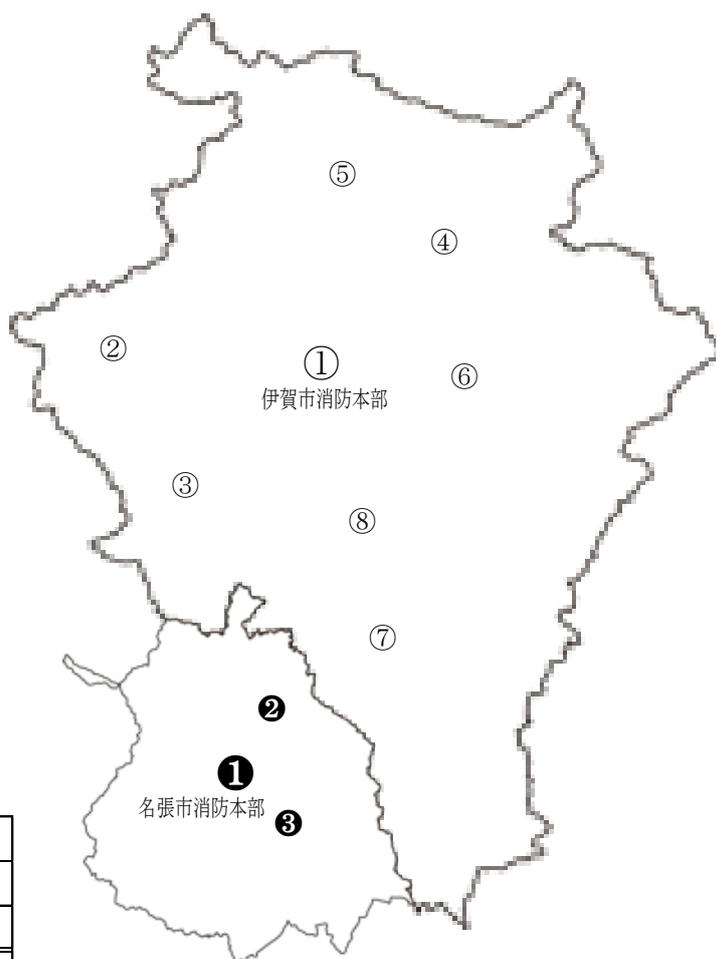
市	管轄面積(km ²)
伊賀市	558.23
名張市	129.77
計	688.00

イ 防火対象物、危険物施設の数

(令和3年4月1日現在)

市	防火対象物(※)	危険物施設
伊賀市	4,106	777
名張市	2,294	202
計	6,400	979

※消防法第17条に規定する消防用設備を必要とする防火対象物

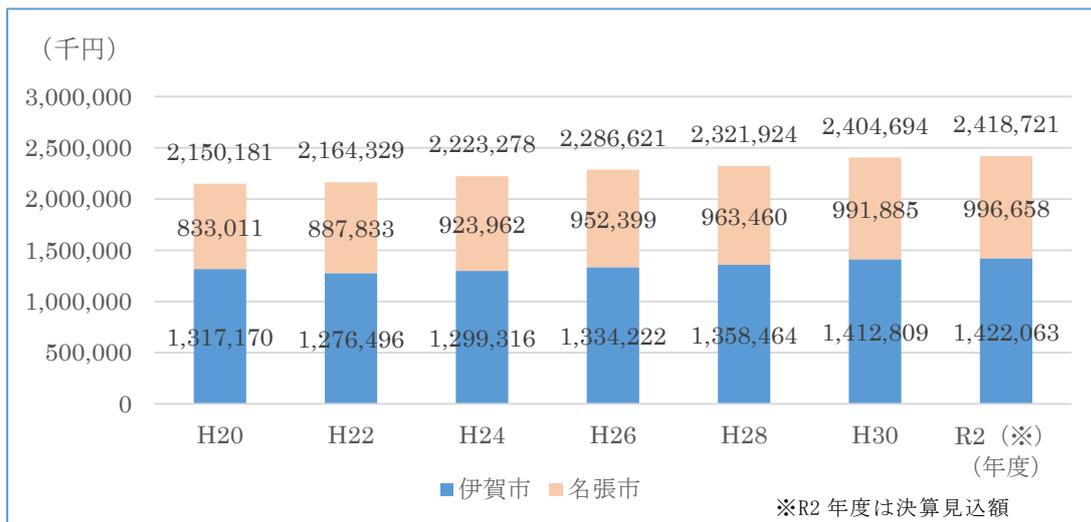


ウ 将来推計人口

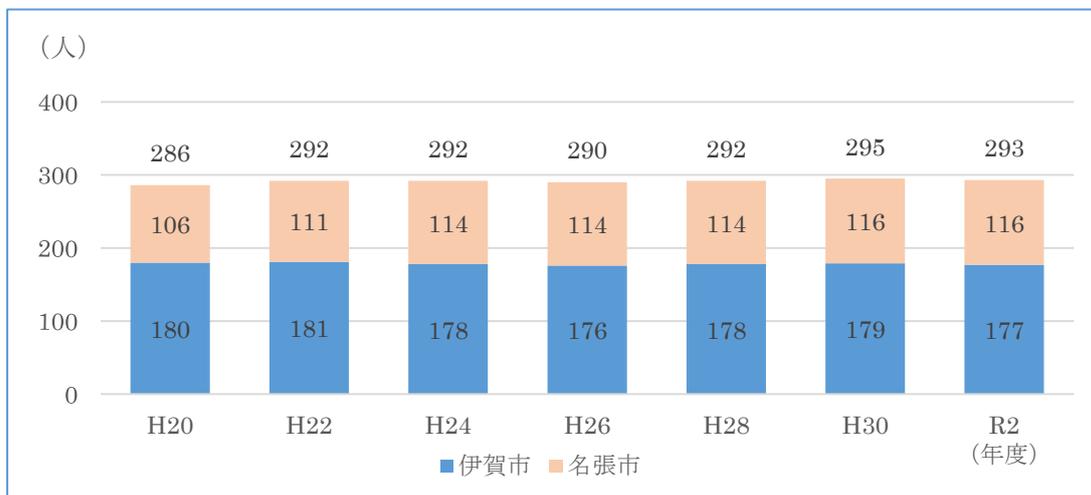


※国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）（2015年は国勢調査）

エ 常備消防費（決算額）の推移

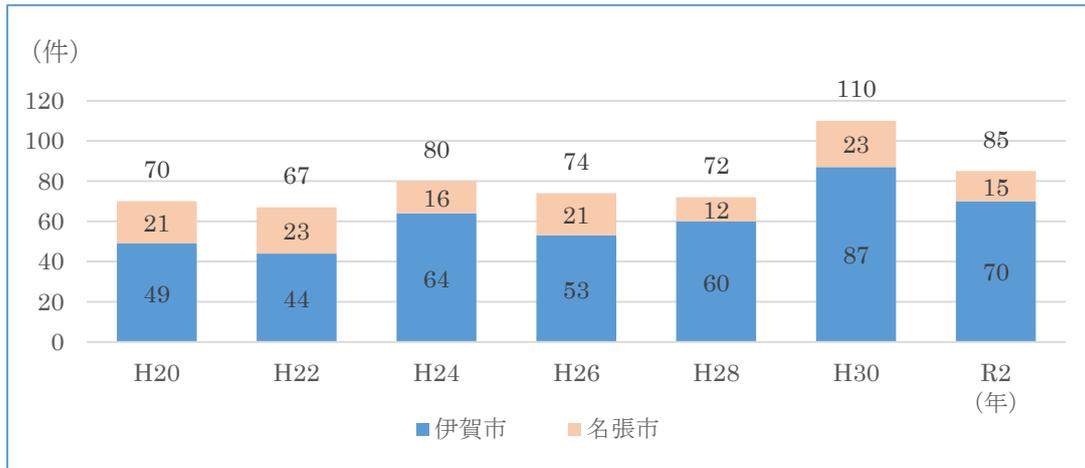


オ 消防吏員数の推移

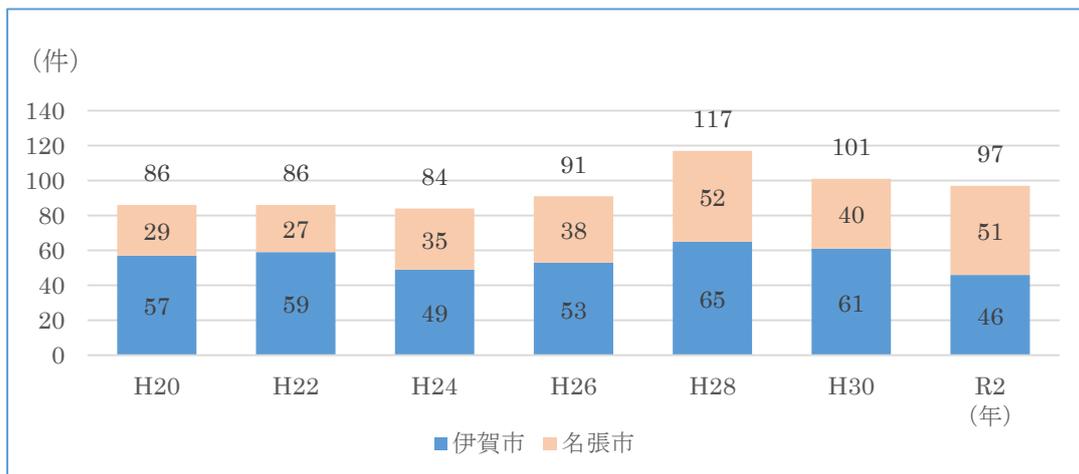


カ 災害件数の推移

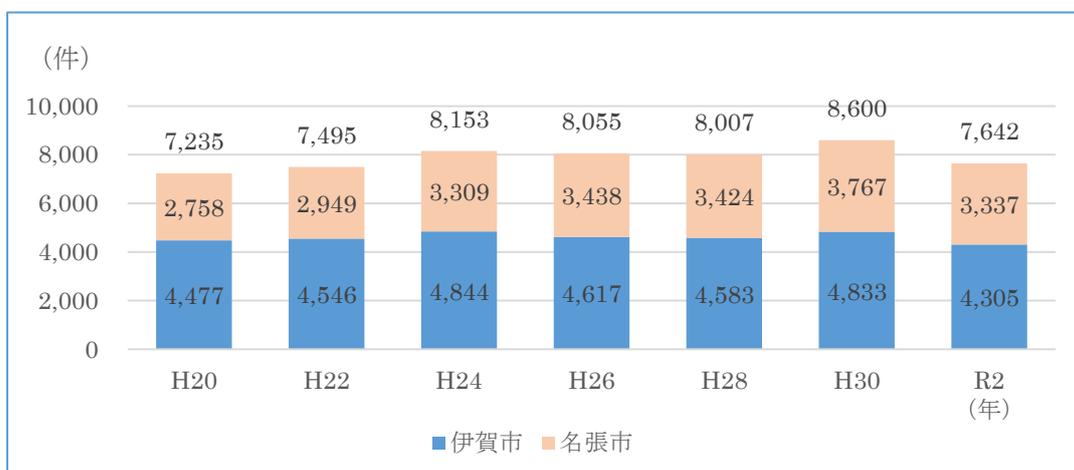
(ア) 火災件数の推移



(イ) 救助件数の推移



(ウ) 救急件数の推移



(エ) 災害通報件数の推移



(2) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測からみる課題

両市の将来推計人口は減少の傾向にあるものの、高齢化の進行に伴い救急件数及び災害通報件数は、多い状態での推移が予測されます。

また、近年の災害は複雑化、多様化しており、その傾向は今後も続くことが予想されることから、更なる消防力の充実強化が必要となります。

しかしながら、人口減少により人口一人当たりの消防行政に係るコストは割高になっていくものと予測され、今後、両市共に単独で、高機能化する消防通信指令設備や特殊で高額な車両、資機材等を導入し、又は維持していくことが困難な状況になると考えられます。

さらに、各分野にわたる技術の進展等に応じて、より高度で専門的な知識と活動が求められることから、組織的な教育体制の充実が必要となっています。

3 連携・協力実施の基本的な方針

両市は、日々発生している災害に適切に対応するため、また、将来発生が危惧されている大規模地震災害や豪雨災害等に備えるため、保有する人材や設備を有効に活用して管轄区域を超えた相互応援体制を確立するとともに、指令業務共同運用による連携強化を図ることで災害対応力を強化します。

また、消防行政に係るコストが割高になっていく予測から、消防通信指令設備の共同整備や特殊で高額な車両、資機材等の保有を分担することにより、施

設整備や維持管理に係る経費の低減を図ります。

さらに、指令業務共同運用による効率的な人員配置で、現場要員の強化を図りつつ、両市で培ってきた災害対応への知識・技術及び予防業務等の専門的な知識を共有し活用することにより、職員の能力向上を図ります。

4 連携・協力実施に係る検討体制

「伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）において、「指令業務共同運用」、「災害対応力の強化」、「施設整備や維持管理に係る経費の低減」、「人材育成」などの観点から、連携・協力すべき事務について協議、検討を行います。

中でも指令業務共同運用については、令和6年4月1日の運用開始を目標として、消防通信指令設備の整備、運営方式、費用負担割合、配置人員及び指令業務共同運用に伴う相互応援体制等の協議・検討を行い、「消防指令業務共同運用基本構想」（以下「共同運用基本構想」といいます。）を策定します。

また、連携・協力実施後についても、引き続き、検討組織を設置し、将来の消防広域化を見据え、連携・協力の実施方法等の見直しや新たな連携・協力事務について検討を行い、消防力の充実強化を積極的に進めるものとします。

5 連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法

（1）連携・協力をを行う消防事務の内容

ア 総務部門

- ・ 連携・協力事務の総括と両市間の連絡調整
- ・ 研修の合同開催

イ 予防部門

- ・ 消防検査業務等の相互応援協力
- ・ 火災原因調査業務の相互応援協力
- ・ 火災予防啓発等の協力
- ・ 研修の合同開催

ウ 警防・救助部門

- ・ 災害時における相互応援出動

- ・特殊車両、資機材等の相互活用
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

エ 救急部門

- ・市境付近における直近出動
- ・災害時における相互応援出動
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

オ 通信指令部門

- ・指令業務共同運用による連携強化
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

(2) 連携・協力を行う地域

各部門において連携・協力する地域は、両市の管轄区域全体とします。ただし、災害応援出動については、災害の種別や規模、災害現場までの距離、応援要請の方法、応援側の消防業務への影響などを検討委員会で協議、検討し、応援出動部隊や応援出動区域等を設定するものとします。

(3) 連携・協力を行う方法

ア 指令業務共同運用については、地方自治法に基づく広域連携事務執行機関（以下「事務執行機関」といいます。）を設置して行うものとします。

イ 警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、消防組織法に基づく相互応援協定（以下「応援協定」といいます。）を締結して行うものとします。

(4) 連携・協用に要する人員

ア 指令業務共同運用に係る人員については、検討委員会で協議、検討した上で、事務執行機関が定める人員を配置するものとします。

イ 警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、応援協定に基づき、その都度必要な人員を派遣するものとします。

(5) 連携・協力に伴う施設、車両等の整備計画

ア 指令業務共同運用に必要な消防通信指令施設の整備計画については、次表のとおりとします。

設備施設	消防本部	運用形態	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指令設備	伊賀市	単独運用				整備 (共同運用)					部分更新	
	名張市	単独運用										
無線設備	伊賀市	単独運用									更新 (共同整備)	
	名張市	単独運用										

イ 両市の管轄区域にわたって応援出動する緊急車両の整備計画については、次表のとおりとしますが、車両の状態や当該年度の財政状況等により変更する場合があります。

消防本部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
伊賀市		はしご車	化学車	ポンプ車				ポンプ車	タンク車	
		救急車 (2台)		救急車						
名張市		救急車		ポンプ車	救急車	タンク車			救急車	救急車
				救急車						

(6) 連携・協力に係る費用の分担方法

ア 指令業務共同運用の費用については、検討委員会で協議、検討し、事務執行機関の規約等で両市の費用分担等を定めるものとします。

イ 相互応援のために必要とする緊急車両及び資機材等の整備費用については、両市で協議し、保有分担や配備調整を行うことにより、相互協力として負担金を求めないものとし、災害応援出動や予防業務の職員派遣等に要する費用負担は、応援協定に定めるものとします。

6 連携・協力実施までのスケジュール

指令業務共同運用については、共同運用基本構想を策定し、事務執行機関を設置した後に、消防通信指令施設の実施設計及び整備工事を行い、運用開始に至るスケジュールとします。

警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、指令業務共同運用の開始までに実施可能な災害応援出動や予防業務の職員派遣等の内容を決定し、

両市間において、応援協定を締結して行うものとします。その後、指令業務共同運用の開始に伴う連携・協力業務を拡充していくものとします。

●スケジュール表

令和3年 5月	・実施計画書（案）及び検討委員会の設置について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和3年 8月	・検討委員会の中間報告として、実施計画書、共同運用基本構想（案）について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和3年 9月	・実施計画書を三重県へ提出
令和3年11月	・検討委員会の最終報告として、伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書（以下「連携・協力協定書」といいます。）、共同運用基本構想及び事務執行機関の設置について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和3年12月	・地方自治法に基づき事務執行機関の設置について、両市議会へ提案
令和4年 1月	・両市間で連携・協力協定書を締結
令和4年 2月	・事務執行機関の設置を三重県へ届出 ・消防組織法に基づき両市間で応援協定を締結
令和4年 4月～	・消防通信指令施設の実施設業務委託 ・連携・協力業務開始
令和5年 4月～	・消防通信指令施設の整備工事
令和6年 4月～	・指令業務共同運用開始 ・指令業務共同運用開始に伴う連携・協力業務開始

7 連携・協力を行う消防事務以外の事務の連携確保

連携・協力を行う消防事務以外の事務については、職員からの提案などを基に、検討委員会において協議、検討を行うとともに、連携・協力協定に含まれていない事務であっても、常に情報共有と連携・協力を努めることとします。